

東京農工大学グローバル教育院運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>第1～8条 (略)</p> <p>(部会)</p> <p>第9条 教育院に、第3条各号に掲げる事業を部局等と連携して企画・立案するため、<u>専任教員及び兼務教員</u>で構成する次の各号に掲げる部会(以下「部会」という。)を置く。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第10～11条(略)</p> <p>(事務)</p> <p>第12条 教育院に関する事務は、関係部局の協力を得て、<u>学務部</u>において処理する。</p> <p>第13条(略)</p>	<p>第1～8条 (略)</p> <p>(部会)</p> <p>第9条 教育院に、第3条各号に掲げる事業を部局等と連携して企画・立案するため、次の各号に掲げる部会(以下「部会」という。)を置く。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第10～13条(略)</p> <p>(事務)</p> <p>第12条 教育院に関する事務は、関係部局の協力を得て、<u>学務課及び入試企画課</u>において処理する。</p> <p>第13条(略)</p>	

附 則 (平成31年4月1日グ教規則第1号)  
この規則は、平成31年4月1日から施行する。